

議案第 24 号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会 長 相 川 宗 一

項目	障害者福祉事業の取扱い
	障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）	現行のとおりとする。
身体障害者手帳等申請用診断料給付事業	さいたま市の制度に統一する。
レスパイトサービス事業	さいたま市の制度を適用する。
障害児(者)生活サポート制度	さいたま市の制度に統一する。
心身障害者福祉手当	さいたま市の制度に統一する。
特別障害者手当	現行のとおりとする。
心身障害者相談員制度	さいたま市の制度を適用する。
紙おむつ給付事業	廃止する。

議案第24号関係（障害者福祉事業の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）</p> <p>(1) 対象者 身体障害者、知的障害者、身体・知的障害児</p> <p>(2) サービスの内容 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援</p> <p>(3) 事業形態 指定事業者、基準該当事業者</p>	<p>1 ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）</p> <p>(1) 対象者 身体障害者、知的障害者、身体・知的障害児</p> <p>(2) サービスの内容 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援</p> <p>(3) 事業形態 指定事業者、基準該当事業者</p>
<p>2 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業</p> <p>(1) 対象者 身体に障害のある者又はその保護者で、身体障害者手帳の交付申請を行うもの（再認定も含む）</p> <p>(2) 助成額 限度額 4,000 円</p>	<p>2 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業</p> <p>(1) 対象者 身体に障害のある者又はその保護者で、身体障害者手帳の交付申請を行うもの</p> <p>(2) 助成額 限度額 5,000 円</p>
<p>3 レスパイトサービス事業</p> <p>(1) 目的 介護者を一時的に介護から解放することにより心身回復を図る。</p> <p>(2) 対象者 在宅の知的障害児（者）</p> <p>(3) 事業内容 委託契約を締結した社会福祉施設等で短期入所を実施（2日以内の利用）</p> <p>(4) 実施施設 櫻ハウス</p>	<p>3 レスパイトサービス事業 実施していない。</p>
<p>4 障害児（者）生活サポート制度</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有する身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者等</p> <p>(2) 制度の内容 障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを市に登録した団体により提供。サービスを提供した団体に対し、補助金を交付する。</p>	<p>4 障害児（者）生活サポート制度</p> <p>(1) 対象者 身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者等</p> <p>(2) 制度の内容 障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを市に登録した団体が提供した場合、その費用を補助する。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(3) 補助額（利用者 1 人当たり） 1 時間当たりの利用料× 2/時間 （ただし、1,900 円を限度とする） 年間 150 時間限度</p>	<p>(3) 補助額（利用者 1 人当たり） 1 時間当たりの利用料× 2/時間 （ただし、1,900 円を限度とする） 年間 150 時間限度</p>
<p>5 心身障害者福祉手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の方</li> <li>・療育手帳④、A、B、C の方</li> </ul> <p>(2) 支給額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000 円（身体障害者手帳 1 級又は 2 級。療育手帳④、A 又は B）</li> <li>・2,500 円（身体障害者手帳 3 級、療育手帳 C）</li> </ul> <p>(3) 支給月 3 月・9 月</p>	<p>5 心身障害者福祉手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級、2 級の方</li> <li>・療育手帳④、A、B の方</li> </ul> <p>(2) 支給額（月額） 6,500 円</p> <p>(3) 支給月 3 月・9 月</p>
<p>6 特別障害者手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳④程度の障害が重複している方</li> <li>・一つの障害であっても前記の同程度の状態にある方</li> </ul> <p>(2) 支給額（月額） 26,520 円</p> <p>(3) 支給月 2 月・5 月・8 月・11 月</p>	<p>6 特別障害者手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳④程度の障害が重複している方</li> <li>・一つの障害であっても前記の同程度の状態にある方</li> </ul> <p>(2) 支給額（月額） 26,520 円</p> <p>(3) 支給月 2 月・5 月・8 月・11 月</p>
<p>7 心身障害者相談員</p> <p>(1) 内容</p> <p>心身障害者等の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じ、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>(2) 相談員の配置状況</p> <p>各区支援課に専任の相談員 1 名を配置</p>	<p>7 心身障害者相談員</p> <p>実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>8 紙おむつ給付事業 実施していない。</p>	<p>8 紙おむつ給付事業</p> <p>(1) 内容 在宅で紙おむつを使用している重度心身障害児(者)に紙おむつを支給。</p> <p>(2) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1～2級</li> <li>・療育手帳 ㊤、A、B</li> </ul>